

## 中京大学における障害のある学生への支援に関する基本方針

2017年4月1日制定

改正 2018年10月24日

2019年4月1日

2024年4月1日

### 〈趣旨〉

1. 中京大学（以下「本学」という）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の基本理念に基づき、全ての学生が、障害の有無や程度によって分け隔てられることなく、「建学の精神」とその四大綱に掲げる理念及び目標の下に、人格と個性を尊重し合い、共に学ぶ場を実現することを目指す。

2. 障害のある学生に入学から卒業に至る教育上のあらゆる機会を保障し、能力を十分に発揮できるような環境を整え、支援する。

また、あらゆる教育機会を通じ、障害の有無を超えて支え合い、障害を理由とする差別がなくなる社会の実現に寄与する。

3. この基本方針は、本学の「建学の精神」に基づき、修学意思を持つ障害のある学生を受け入れ、合理的配慮に基づく支援内容を含め、修学のために必要な支援を行い、障害のある学生の学ぶ権利を実現する際の基本的な考え方を示すことを目的とする。

### 〈基本方針〉

#### 1. 機会の確保

本学に在籍する障害のある学生が、障害のない学生と等しく学生生活が送れるよう修学機会を確保する。ただし、学術研究機関としてふさわしい教育研究の水準を維持するものとする。

#### 2. 受入姿勢・方針に関する情報公開

本学に入学を希望する障害のある人及び本学に在籍する障害のある学生（学部学生、大学院学生、交換留学生、研究生、科目等履修生等）に対し、大学としての受入姿勢及び方針を公開する。

#### 3. 支援を受ける人の対象範囲

本学に入学を希望する障害のある人及び本学に在籍する障害のある学生（学部学生、大学院学生、交換留学生、研究生、科目等履修生等）を対象に必要な支援を行う。

#### 4. 決定過程

障害のある学生（本学に入学を希望する障害のある人を含む。）が権利主体であることを踏まえ、障害のある学生一人ひとりのニーズに基づき学生の所属学部又は研究科と関係部局が相談の上、個別に支援方針を決定する。なお、教職員は、当該学生から意思の表明がない場合であっても、適切な機会を通じ、建設的対話を働きかける等、当該学生が意思決定又は必要な申出ができるよう配慮する。

#### 5. 合意形成

支援内容の決定に当たっては、当該学生と十分な合意形成・共通理解を得て行う。

当該学生が単独で意思の表明が困難な場合には、大学は、当該学生が意思を表明できるよう支援し、その合意形成を図る。

#### 6. 合理的配慮の提供

授業における情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価における配慮等、合理的な配慮を行う。

その具体的な内容等については別途定める。ただし、合理的配慮ではなくても必要に応じて支援を行うことができる。

#### 7. 支援体制

各学部、各研究科、研究院及び学生支援課等、学生生活に関わる全ての部局が支援を行う。学長の下、学生生活に関わる全ての部門及び学生支援課の密接な協働及び連携により、支援の提供を行う。

#### 8. 不服申立て

支援方法等について当該学生から疑義や不服の申立てがある場合は、別途定める手続により行う。

#### 9. 施設・設備

障害のある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送れるようバリアフリー化を実施する。

#### 10. 大学による研修

障害学生支援に関する組織的な研修、教職員に対する研修、学生に対する研修を実施する。

#### 11. 基本方針の周知徹底

学長は、本基本方針の目的を達成するために、全学に基本方針の周知徹底を行い、かつ必要な規程の整備及び予算措置を講ずる。